

令和 7 年 6 月 2 3 日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）第 2 1 条の 2 7 第 2 項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
新橋支店 新橋駅前支店 浜松町支店	東京都港区新橋 2-12-11	東京都港区新橋 4-3-1	令和 7 年 7 月 14 日
明石支店	兵庫県明石市大明石町 1-7-4	兵庫県明石市本町 2-1-26	令和 7 年 7 月 14 日

（2）変更の理由

店舗移転のため